

静岡県公安委員会規則第30号

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月22日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会等の所管する法令に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（略）		別表（略）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	(略)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	(略)
		<u>古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）</u>	<u>第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して行う届出書の提出に係る部分に限る。）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。